

令和4年11月22日（火曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席議員

重田一政、山口 悟、白井義一、三輪敏之、
井川一善、井上太良、松岡廣幸、三木和成、
金内義和

開会

12時55分

建設局

12時55分

報告事項説明

・費用償還請求調停事件に係る調停に代わる決定について

質問

13時06分

（質問）

相手方の19人は決定事項に納得しているのか。

（答弁）

裁判所が、19人の相手方に本件工事費用の支払い意思を確認する過程では、支払い意思がある者、支払いを拒む者、意思表示をしない者が混在し、そのままでは調停が成立する見込みが少なかった。

そのため裁判所が本市と相手方の主張をしんしゃくし、調停に代わる決定を行ったものであり、決定の告知日から14日以内に各自が異議の申立てを行うかどうかを判断することとなる。

（質問）

解決金の合計額は幾らか。

（答弁）

2,535万2,793円である。

（質問）

本市が負担した工事費の総額は、約4,170万円で間違いはないか。

（答弁）

そのとおりである。

（質問）

それならば、厳しい金額が提示されているという認識でよいのか。

（答弁）

本事件の対象となる土地は、19人の相手方が共同で所有している辻井8丁目436番1と、単独名義の

436番94の2筆であるが、436番94の土地所有者は、裁判所の再三の呼び出しにも応じなかったため、調停が不成立となった。

その相手方が支払うべき1,550万4,609円を除いた額を、裁判所決定の共有持ち分に応じて案分した金額を今回請求している。

（質問）

大口の相手方が話し合いに応じていないということなのか。

（答弁）

そのとおりである。

436番94の土地所有者は株式会社姫大という法人であり、裁判所によると、郵便物は届いているようであるが、実際に活動している痕跡が見当たらないとのことである。

（質問）

調停費用は各自が負担するとのことだが、どれくらいかかっているのか。

（答弁）

調停費用の算出はしていない。

（質問）

株式会社姫大とは、今後も協議が続くのか。

（答弁）

このたびの調停に代わる決定に対して異議を申し立てた者と株式会社姫大を相手とした訴訟を提起するものと考えている。その際には市議会に議案を提出することになる。

（質問）

当該事件の対象となる土地は、436番地1と436番地94であるが、その隣の436番地93、436番地313は関係ないのか。

（答弁）

平面図調査や現地測量を行い、本件事件に関係する土地がその2筆であると特定している。

（質問）

航空写真を見ると山の斜面の色が変わっているところがあり、土砂崩れの影響があるのではないかと思うが、対策は必要ないのか。

（答弁）

仮設防護柵を設置し、崩落が起きる可能性のある浮石等を撤去しており、現在は安定していると考えている。

(質問)

太陽光パネルが設置されているが、株式会社姫大が設置したものなのか。

(答弁)

異なる会社である。

(答弁)

債権が残る者とは訴訟をしていくという考え方でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

訴訟の準備は進めているのか。

(答弁)

解決金の支払い期限を令和5年3月31日としているが、支払い意思を示さない者、支払い意思を示しても支払いがない者が生じる場合がある。

今後、相手方を特定し、株式会社姫大と併せて訴訟の準備を進めていきたい。

(質問)

太陽光パネルの撤去費用は本件工事費用に含まれているのか。

(答弁)

崩れた土砂の撤去時に支障となった太陽光パネルについては、市で撤去しており、その部分の工事費用は含まれている。

(質問)

太陽光パネルが崩落の原因となった可能性はないのか。

(答弁)

直接の原因は特定されていない。

(質問)

解決金は相手方の土地の持分に応じた割合なのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

なぜ、この土地には多くの共有者がいるのか。

(答弁)

山の開発に出資した人が多くいたのではないかと推測される。

(質問)

崩落のあった南側の住宅地は、造成時に市に対する開発許可申請があったと思うが、土砂災害特別警戒区域に位置する場所であり、その時点で本件のような工事が必要とならないように対処できなかったのか。

(答弁)

平成17年に本市が開発許可を出しているが、土砂災害特別警戒区域の指定はそれ以降になされたものであり、崩落した斜面は開発許可の審査対象ではなかったと考えている。

建設局終了

13時20分

閉会

13時20分